閣議決定の指針遵守を求める要請書

2026 年 1 月 27 日

法務大臣　平口　洋　殿
法制審議会　御中
法制審議会刑事法（再審関係）部会　御中

再審法改正をめざす市民の会
冤罪犠牲者の会
再審法改正国会前アクション

今月 20 日、法制審議会刑事法（再審関係）部会（以降、再審部会とする）を取り仕切る法務省の事務当局が答申の試案を部会の委員らに提示しました。再審部会の人選や議事進行、試案の問題点はすでに多くの法律専門家、元裁判官、冤罪当事者やジャーナリストらが具体的に指摘しているとおりですが、私たちは試案の内容が再審法の「改悪」以外の何物でもないことを知り、暗澹たる気持ちと憤りを抑えることができません。

再審法改正の立法事実は他でもない袴田事件や福井事件など国家権力による深刻な人権侵害の実態であり、その反省こそが法制審への諮問の大義でなければならないはずです。にもかかわらず、検察と一心同体の法務官僚が全く別の思惑、すなわち議員立法による法改正を阻止するために法務大臣に急遽諮問させ、事務当局の意を汲んだ再審部会の多数派が審議の方向性を著しく歪めていることは厳しく非難されて然るべきです。

こうした再審部会の実態を踏まえれば、真に冤罪被害者の早期救済を実現するには、先日の衆院解散によって廃案となった超党派議連の改正法案を再度国会に提出し、速やかに可決・成立させる以外にないと、私たちは決意をあらたにしたところです。

もっとも、議員立法による再審法改正がいつ実現するかは不透明です。その間にも法制審議会は答申を出すと見込まれています。そこで私たちは、平口法務大臣と法制審議会及び再審部会に対し、以下のとおり要請します。

政府は平成 11 年 4 月 27 日、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」を閣議決定し、審議会の設置・組織・運営に関する指針を定めました。再審部会も含め、法制審議会は当然それらの諸指針に従う必要があります。

具体的には、運営指針の一つとして、「審議を尽くした上でなお委員の間において見解の分かれる事項については、全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする」と定められています。

周知のとおり、再審部会の審議では、証拠開示の範囲をどうするか、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止するかなど、再審法改正問題の核心的論点について

日弁連委員らとそれ以外の委員らの間で依然として激しく意見が対立しています。にもかかわらず、事務当局が示した試案では、日弁連委員らが強く求めてきた検察官の不服申立禁止については項目ごと削除されました。

過去の法制審において両論併記の答申がなされた前例がないとしても、それが上記運営指針を無視してよい理由にはなりません。数の力で日弁連委員らの意見を切り捨てることは許されず、万一そのような答申が採択されたとしても、閣議決定違反の答申に正統性はありません。

ついては、法制審議会及び再審部会には、答申を採択するにあたってこの運営指針を遵守するよう強く求め、法務大臣には、仮に正統性のない答申が出された場合には受領せず、上記運営指針を遵守した上で再度答申を作り直すよう法制審議会及び再審部会に指示することを求めます。

次に指摘しなければならないのは、再審部会の人選やメンバー構成についてです。なぜなら、法制審議会がどのような答申を出すかは、その人選やメンバー構成が決定的な意味を持つからです。そして、再審部会のそれは、以下のとおり閣議決定の指針に反していると言わざるを得ません。

閣議決定の組織指針には、審議会の委員等の資格要件について、「委員等については、行政への民意の反映等の観点から、原則として民間有識者から選ぶものとする。国会議員、国務大臣、国の行政機関職員、地方公共団体又は地方議会の代表等は、当該審議会等の不可欠の構成要素である場合を除き委員等としないものとする。なお、国の行政機関職員、地方公共団体又は地方議会の代表等である者を、属人的な専門的知識及び経験に着目して委員等とすることは排除しないものとする」と記載されています。

また、運営指針には、委員構成について、「委員の任命に当たっては、当該審議会等の設置の趣旨・目的に照らし、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意するものとする」と記載されています。

そこで、再審部会の委員や幹事の顔ぶれを見ると、法務省・内閣法制局・検察庁・警察庁などから「国の行政機関職員」が多数任命されていることがわかります。彼らが「不可欠の構成要素」であるとか、「属人的な専門的知識及び経験」を有しているとは到底認められず、したがって例外要件にも該当しません。現に法務省刑事局長は人事異動で交代しており「属人的要件」に該当しないことは明らかですし、他の行政機関職員についても人事異動による交代が容易に想定されるため「属人的要件」に該当しないことに変わりありません。

また、過去の衆院法務委員会で、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の人選について同様の問題を指摘された際、当時の法務省刑事局長は「国の行政機関職員」の任命が「属人的要件」による旨の答弁をしており、仮に再審部会の場合は「不可欠の構成要素要件」による任命であると主張しても、それには無理があります。

さらには、再審部会で複数任命されている学者委員らの中には、これまで再審法を研究対象として論文を執筆し、その問題点や解決策を積極的に社会に訴えてきた学者が全く含まれておらず、委員構成を定めた上記運営指針に反することは明らかです。

もちろん、そのような委員構成だとしても、諮問の大義である冤罪被害者の早期救済に資する答申になるよう尽力するのであれば、ことさら閣議決定違反を指摘するまでもないでしょう。しかし、再審部会での学者委員らの発言を見ると、前述のとおり議員立法阻止を企む検察や法務官僚とタッグを組み、再審法の「改悪」を積極的に推進しているとしか思われません。したがって私たちはこの閣議決定違反の状況を見過ごすわけにはいきません。

以上のとおり、再審部会の人選やメンバー構成は閣議決定の指針に反しており、答申に正統性はありません。ついては、再審部会委員の任命権者である法務大臣に対し、閣議決定の指針を遵守した人選をあらためて実施した上で、再審部会の審議を最初からやり直すよう強く求めます。

最後に、昨年 5 月に「再審法改正をめざす市民の会」が要請した「再審部会会議の公開」を再度要請するとともに、過去に法制審の他の部会で実施した例がある「パブリック・コメント」を再審部会においても実施し、一般市民の声を答申に反映するよう強く求めます。

以上